

市政へのご意見・ご提案をお寄せください。郵送、ファクス、市ウェブサイト、Eメール、市民の声ご意見箱などから投稿いただけます。投稿方法など詳しくは、お問い合わせください。
問い合わせ 情報公開課（内線182）

今月の相談

相談は全て無料です。「要予約」のものは事前の申し込みが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

相談名	とき	ところ	予約・その他
法律相談	毎週水曜日(祝日、年末年始は除く)、 午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人(第4水曜日は12人) ※1年間で1回利用可。
	第1・3水曜日(祝日、年末年始は除く)、 午後1時～4時	金剛連絡所	
市民相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所1階7番窓口	電話相談も可(内線182、185)
行政相談	19(木)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談
司法書士相談	17(火)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人 ※1年間で1回利用可
特設人権なんでも相談	13(金)、午後1時～4時	市役所地下904会議室	当日電話相談も可(内線544)、人権擁護委員による相談 問い合わせ(内線472)
女性のための電話相談	6(金)、13(金)、17(火)、24(火)、 午前10時～午後2時	—	(☎23)0567)、女性の相談員による相談 問い合わせ(内線474)
女性の悩み相談	12(木)、20(金)、午前9時30分～午後0時 30分、午後1時30分～3時30分	すばるホール3階 男女共同参画センター	要予約(内線474)、女性カウンセラーによる相談、 定員4人(20(金)は5人) ※12(木)は午前10時30分～。
人権相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、 午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約、電話相談も可(☎24)3700)
生活相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、 午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約、電話相談も可(☎24)3700)
保育士による育児相談	第2・4月曜日(祝日、年末年始は除く)、 午後1時～3時	レインボーホール (市民会館)2階	要予約(☎26)1233)、定員3組
ひとり親家庭相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所2階子ども未来室	要予約、電話相談も可(内線204)
家庭児童相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所2階子ども未来室	電話相談も可(内線206～208)
発達相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、 午前9時～午後5時15分	市役所2階子ども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、207)
子育て相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、 午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可(☎25)0666)
健康相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、 午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約(☎28)5520)、生活習慣病や栄養・禁煙など についての相談
福祉なんでも相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、 午前9時～午後5時	総合福祉会館、 カガリの郷	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関する あらゆる相談
自立支援相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所2階23番窓口	電話相談も可(内線285、286) 問い合わせ(内線283)
市民公益活動相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、 午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約(☎26)7887) ※事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可。
農業相談	5(木)、午後1時～3時	市役所4階農業委員会	事前予約も可(内線444)
商工相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、 午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談(☎25)1101)
日本政策金融公庫相談	11(水)、午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約(☎25)1101)
税理士による税務相談	13(金)、午後2時～4時	商工会館2階	要予約(☎25)1101)
消費生活相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、 午前9時～正午、午後1時～4時	消費生活センター (市役所1階市民相談室横)	電話相談も可(内線186)、専門相談員による相談、 消費者ホットライン(☎局番なし)188)
就労支援相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、 午前9時～午後5時	市就労支援センター (人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会(☎24)3700)
お出かけ就労支援相談	17(火)、午後1時30分～4時	市役所4階A会議室	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会(☎24)3700)
若者の就労相談	18(水)、午後1時～4時	市役所4階A会議室	要予約、南河内地域若者サポートステーション(☎26)9441)
労働相談	12(木)、午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線187)、社会保険労務士による相談 問い合わせ(内線481)
障がい者就業・生活相談	16(月)、午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線199)、専門相談員による相談 (就職のあっせんはしません) 問い合わせ(内線481)
引きこもり相談	19(木)、午後1時～2時30分、 2時30分～4時	トピック Topic(きらめき創造館)	要予約(☎26)8056)、定員各1人、カウンセラーによる 相談
進路相談(奨学金)	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所3階教育指導室	電話相談も可(内線364)、水曜日は専門相談員による 相談
もの忘れ医療介護相談	4(水)、18(水)、午後1時30分～2時、 2時15分～2時45分	市役所5階 介護認定審査会室	要予約(内線197)、定員各1組、認知症サポート医、 ほんわかセンター専門職による相談



募集

学童クラブの指導員（市非常勤職員）を募集

雇用期間 令和2年4月1日(水)～3年3月31日(水)

※希望される場合は、勤務成績などにより再度の任用の手続きが可能です。

勤務日 月～土曜日のうち週5日勤務（ローテーションにより週6日勤務の場合あり）



業務内容 学童クラブ指導業務

受験資格 次の①～④のいずれかに該当する人

①放課後児童支援員認定資格、保育士資格（府地域限定保育士を含む）、幼稚園教諭免許、小・中学校教諭免許、高等学校教諭免許のいずれかを有する人、または令和2年3月31日(水)までに資格取得見込みの人

②高等学校卒業者などであり、かつ2年以上放課後児童健全育成事業などの児童福祉事業に従事したことがある人

③5年以上放課後児童健全育成事業に従事したことがある人

④大学などにおいて、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学または体育学などのいずれかの課程を修めて卒業(修了)した人、または令和2年3月31日(水)までに卒業(修了)見込みの人

採用人数 7人程度

試験日 令和2年1月19日(日)

試験内容 書類審査、面接試験

※面接時間・場所については、申し込み時にお知らせします。

合格発表 令和2年1月末までに本人へ通知

申し込み 12月10日(水)～令和2年1月14日(水)（土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前9時～午後5時30分）に、所定の申込書に写真を貼って必要事項を記入し、資格証の写しを添えて、こども未来室（内線296）へ（郵送不可）※申込書、実施要領は12月2日(月)～、こども未来室で配布。市ウェブサイト（こども未来室のページ）からダウンロードもできます。

保育園の職員（市非常勤職員）を募集

任用期間 令和2年4月1日(水)～3年3月31日(水)

※希望される場合は、勤務成績などにより再度の任用の手続きが可能です。

業務内容 ①保育業務、②時間外保育業務、③調理業務、④保健師(看護師)業務、⑤園務員業務

※勤務日や勤務地など詳しくは、実施要領をご覧ください。

受験資格 ①②保育士資格（府地域限定保育士を含む）を有する人、③調理師資格を有する人、④保健師(看護師)資格を有する人、⑤特になし

※①～④は、令和2年3月31日(水)までに資格取得見込みの人を含む。

採用人数 ①33人程度（保育士A＝8人程度、保育士B＝25人程度）、②20人程度、③2人程度（調理師A・B＝各1人程度）、④2人程度、⑤3人程度

試験日 令和2年1月12日(日)

試験内容 書類審査、面接試験

※面接時間・場所については、申し込み時にお知らせします。

合格発表 令和2年1月末までに本人へ通知

申し込み 12月10日(水)～令和2年1月9日(水)（土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前9時～午後5時30分）に、所定の申込書に写真を貼って必要事項を記入し、資格証の写しを添えて、こども未来室（内線288）へ（郵送不可）※申込書、実施要領は、こども未来室で配布。市ウェブサイト（こども未来室のページ）からダウンロードもできます。

富田林税務署アルバイト募集

職務内容 事務補助、パソコン入力など

対象者 パソコンの操作ができる人

勤務地 富田林税務署、すばるホール

雇用期間 令和2年1月中旬～3月（勤務日・時間などについては面接時に相談）

時間給 970～980円

※詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 富田林税務署総務課 ☎(24)3281



相談

こころの電話相談「すばる」のご利用を

こころの電話相談「すばる」では、皆さんからのさまざまな悩みを聴いています。



心の中の不安や不満を、一人で悩まないで話してみませんか。

あなたの気持ちに寄り添ってお話を伺います。秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

◆こころの電話相談 ☎(25)8264

とき 毎週水曜日、午前10時～午後3時30分

※祝日、年末年始は休み。

大阪府総合労働事務所「労働相談」のご利用を

府では、職場でのトラブルを防止するため、労働契約や労働条件に関する問題、労働組合や団体交渉に関する問題、職場のハラスメント（セクハラやパワハラなど）に関する問題、就業規則や人事労務管理に関する問題など、働く人や使用者からのさまざまな労働相談について次の窓口で受け付けています（電話相談も可）。



●大阪府総合労働事務所（大阪市中央区石町二丁目5の3エル・おおさか南館3階）☎06(6946)2600

とき 月～金曜日、午前9時～午後5時45分に開設

※ただし、第1・2・3・5木曜日（祝日の場合は翌日）は午後8時まで受け付け。

●大阪府総合労働事務所南大阪センター（堺市西区鳳東町四丁390の1泉北府民センタービル2階）☎072(273)6100

とき 月～金曜日、午前9時～午後5時45分に開設

※ただし、第4木曜日（祝日の場合は翌日）は午後8時まで受け付け。

若さ・健康・体力アップ教室

とき 令和2年1月10日～2月21日の
毎週金曜日、午前9時45分～11時45分
(全7回)

ところ けあばる

内容 体力チェック、若さと健康を保つための運動や食事のポイント、口のケアについてなど

対象者 市内在住で65歳以上の人

定員 20人

参加費 無料

申し込み 12月28日(土)までに、ウエルネスけあばるへ(電話申し込み可)
※申し込み多数の場合抽選。ただし、初めて参加される人を優先します。

おれんじパートナー交流会

認知症についての情報交換をしたり、不安や悩みを出し合い交流したりしませんか。

とき 12月18日(水)、午後1時30分～3時

ところ すばるホール3階会議室2B

対象者 認知症の人やその家族、認知症サポーター、地域で認知症ケアを進めていきたい人、認知症に関心のある人など

定員 20人(当日、直接会場へ)

参加費 100円(お茶・お菓子代)

問い合わせ 井尻さん(おれんじパートナー事務局) ☎090(3996)0071

けあばる血液循環測定会

とき 12月24日(火)、25日(水)、午前11時～午後8時の間に各9回

※時間は申し込み時に確認してください。

ところ けあばる

定員 各6人

参加費 1回330円(当日、施設利用者は1回220円)

申し込み 12月7日(土)、午前11時～、ウエルネスけあばるへ(申し込み先着順、電話申し込み可)

※12月6日(金)、午前7時～、けあばるホームページ[<http://carepal.or.jp/>]からも申し込みできます(けあばるホームページから申し込む場合は、「その他連絡事項」欄に希望する日時を明記してください)。

ひとり親家庭を支援しています

本市では、ひとり親家庭の自立促進と生活の安定を図ることを目的に、次の事業において給付金を支給し、ひとり親家庭を支援しています。

いずれの事業も事前の相談が必要になります。詳しくは、お問い合わせください。

母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業

仕事に必要な資格の取得をめざして講座を受講する場合、受講料の一部が支給されます。

対象者 市内在住のひとり親家庭の親で、児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある人

対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座(特定一般教育訓練、専門実践教育訓練においては、専門資格の取得を目的とする講座に限る)

※対象講座について詳しくは、厚生労働大臣指定教育訓練講座システム[https://www.kyufu.mhlw.go.jp/ken-saku/T_K_kouza]をご覧ください。

支給額 対象講座の受講のために支払った費用(入学料および受講料に限る)の60%を支給

※支給額の上限は20万円です。ただし、支給額が1万2000円を超えない場合は支給の対象になりません(対象講座と修学年数に応じて上限が80万円となる場合があります)。

※雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格者は、雇用保険制度から支給される給付金の額を差し引いた額を支給します。

母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業

就業をめざして資格を身に付けるために、養成機関で受講する場合、生活費の一部として給付金が支給されます。

対象者 市内在住のひとり親家庭の親で、児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある人

対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師

給付金の種類

①訓練促進給付金 申請月分から、次の金額を支給

◆市・府民税非課税世帯=月額10万円

◆市・府民税課税世帯=月額7万5000円

②修了支援給付金 各資格の養成課程修了後、次の金額を支給

◇市・府民税非課税世帯=5万円

◇市・府民税課税世帯=2万5000円

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

就職などのために高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合、受講料の一部が支給されます。

対象者 市内在住のひとり親家庭の親または児童で、申請者が児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある人

給付金の種類

①受講修了時給付金 受講後に、対象講座の受講のために支払った費用(入学料および受講料に限る)の20%を支給

※支給額の上限は10万円です。ただし、支給額が4000円を超えない場合は支給の対象になりません。

②合格時給付金 合格後に、対象講座の受講のために支払った費用(入学料および受講料に限る)の40%を支給

※①と②を合わせた支給額の上限は15万円です。

問い合わせ こども未来室(内線204)



税

市税未納の人を対象に 年末日曜納付相談会を実施

仕事などの理由により、市役所に普段来ることができない人は、この機会にぜひご相談ください。

なお、当日の混雑を避けるため、実施日の2日前までに電話で申し込んでください。

とき 12月15日(日)、午前9時～正午、午後1時～5時

ところ 市役所地下902会議室

持ち物 納税通知書または催告書、本人確認書類、印鑑

※当日の納付は受け付けできません。

申し込み 納税課（内線121～124）へ



上下水道

年末年始の開閉栓業務の 受け付け

年末 = 12月28日(土)、午後5時まで

年始 = 令和2年1月4日(土)、午前9時から

※市ウェブサイト(水道事業のページ)では随時受け付けていますが、年末の作業は12月28日(土)まで、年始は1月4日(土)からになります。

問い合わせ 水道お客様センター
☎(20)6400

上下水道だよりを配布しています

本市では、上下水道事業の現状や活動内容について紹介しているリーフレット「上下水道だより」を検針の際に各戸へ配布しています。

日頃、水道や下水道について、意識されることは少ないかもしれませんが。「上下水道だより」では、上下水道の仕組みや災害対策への取り組みなどを写真やイラストを使って紹介しており、市民の皆さんにも身近に感じていただける内容となっていますので、ぜひご一読ください。

問い合わせ 上下水道総務課(内線251、254)

水道管の冬支度はお済みですか

気温が氷点下になると、水が凍り水道管が破裂することがあります。

次のような場合は特に注意してください。

- ・水道管がむき出しになっている
- ・水道管が家の北側にある
- ・水道管に風が強く当たる
- ・低温注意報が発表されたとき

■凍結を防止するには

水道管や蛇口などを保温材・毛布・タオルなどで巻き、その上からビニールを巻いて保護しましょう。

■水道管が凍ったときには

タオルなどを巻きつけ、その上からゆっくりぬるま湯をかけて溶かします。熱湯を直接かけないでください。



■水道管が破裂したときには

止水栓を閉め、水を止めて修繕を申し込んでください。また、止水栓の位置はあらかじめ確認しておきましょう。

※水道の修繕は、市管工事業協同組合〔☎0120(032)497〕へ(月～金曜日の午前9時～午後5時30分)。その他の時間帯および土・日曜日、祝日、年末年始は市役所宿直室〔☎(25)1000〕へご連絡ください。

問い合わせ 水道工務課(内線257、295)



講座・催し

笑顔はつらつ教室

高齢期をいきいきと健康に過ごすために必要な介護予防の知識を学ぶ継続的な講座です。

とき 12月10日(火)、24日(火)、午後1時30分～3時

ところ かがりの郷1階ダイルーム

対象者 65歳以上の人

定員 各20人(当日、直接会場へ)

参加費 無料

持ち物 飲み物、上靴

問い合わせ かがりの郷

市民公開健康講座

「高齢期のココロとカラダの 変化～気づきと備え～」

高齢期のココロとカラダの変化について理解を深めることで、高齢者の心身の状態変化への気づきを促し、より早期の「介護予防」や「認知症の予防や対処」につながるよう、医師などが分かりやすくお話しします。

とき 12月19日(休)、午後1時30分～3時

ところ 市消防本部

※できるだけ公共交通機関をご利用ください。

定員 100人 **受講料** 無料

講師 宮田 重樹さん(宮田医院院長)、今城 保定さん(今城クリニック院長)、赤松 舞子さん(金剛病院医師)

申し込み 12月17日(火)までに、高齢介護課(内線197)へ(申し込み多数の場合抽選)

分譲マンションセミナー

分譲マンションの所有者を対象にセミナーを開催します。

マンション管理組合の運営に関する基本的な考え方や建物の維持・管理について、知りたい人や日頃より悩んでいる人はぜひご参加ください。

とき 令和2年1月25日(土)、午後1時30分～4時(午後1時～受け付け)

ところ 市役所4階401会議室

※駐車場には限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

内容 「区分所有法と管理組合運営～徴収額設定の考え方～」、「分譲マンションの計画的な修繕の必要性について」

定員 70人 **参加費** 無料

申し込み 12月9日(月)～令和2年1月22日(水)に、参加者(グループで参加される場合は代表者)の住所、氏名、マンション名(あれば管理組合での役職など)、参加人数、電話番号、ファクス番号を明記し、郵送、ファクスまたはEメールで☎584-8511常盤町1の1住宅政策課〔(内線437)・FAX(24)0269・Eメール jyutaku@city.tondabayashi.lg.jp〕へ(申し込み先着順、電話申し込み可)

年金生活者支援給付金の請求手続きを忘れていませんか

同給付金は、公的年金などの収入や所得が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

同給付金の支給を受けるには請求手続きが必要です。今年9月に日本年金機構から年金生活者支援給付金の案内の送付があり、まだ同給付金の請求手続きをされていない人は12月末日までに、案内に従って請求手続きをしてください。

なお、令和2年1月以降に請求手続きをされた場合は、請求された翌月分からの支給となりますので、ご注意ください。

※対象者など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165 (050で始まる電話からかける場合は ☎03(6700)1165)、天王寺年金事務所 ☎06(6772)7531

国民年金保険料の納め忘れはありませんか

毎月の国民年金保険料は、日本年金機構から送付する納付書などで、翌月の末日までに納めていただくことになっています。

保険料の納め忘れがあると、未納期間に応じて将来受け取る老齢基礎年金の受給額が少なくなったり、受けられなくなったりすることがあります。

また、病気やけが、死亡など万一の場合に、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることがあります。

■便利な口座振替をご利用ください

納め忘れを防ぐため、便利で確実な口座振替をご利用ください。

また、口座振替には、早割や2年・1年・6カ月前納などのお得な方法があります。

口座振替の申し込みは、預（貯）金通帳と通帳の印鑑、年金手帳を持参し、取扱金融機関または年金事務所で行ってください。

問い合わせ 天王寺年金事務所 ☎06(6772)7531



福祉

災害見舞金などの申請を

本市では、市内在住の人を対象に火災や風水害など万一の災害の際に、被災者またはその遺族に災害見舞金や死亡弔慰金を支給しています。

支給額は、次のとおりです。

種類	災害の程度	支給額
災害見舞金	住家の被害 (全焼・全壊・流出)	1世帯 10万円
	住家の被害 (半焼・半壊)	1世帯 5万円
	住家の被害 (床上浸水など)	1世帯 3万円
死亡弔慰金	死亡(火災・風水害・交通事故など)	1人 10万円

※申請方法や支給要件など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 地域福祉課 (内線283)

献血にご協力を

12月は「大阪府献血推進月間」です。

例年、冬季は献血者数が少なく、血液製剤の適正在庫量の確保が困難になっていますので、皆さん献血へのご協力をお願いします。

とき・ところ 12月8日(日)、午前10時～午後4時＝エコール・ロゼ南駐車場
※献血を受けていただける条件など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 市献血推進協議会 ☎(25)8261



税

12月は市税滞納整理強化月間です

今月は納税催告、滞納処分を集中して実施します。

税金を滞納すると延滞金が加算され、滞納処分(預貯金や給与、不動産、自動車などの差し押さえ)を受けることとなります。

もし納め忘れや滞納市税がある場合は、早急に納付してください。

問い合わせ 納税課 (内線121～124)

12月は税収確保重点月間です

府では、12月を「税収確保重点月間」と定め、納期限内に納税された人との税の公平性を確保するため、府内の市町村と連携し、滞納者に対して徹底した催告や財産の差し押さえなどを実施します。

問い合わせ 南河内府税事務所 ☎(25)1131

固定資産税(償却資産)の申告を

固定資産税は土地や家屋に課税されますが、それ以外で事業や営業のために所有している償却資産(構築物、機械や装置、車両や運搬具、工具、器具、備品など)も課税の対象になり、その所有者に課税されます。

令和2年1月1日現在、市内に償却資産を所有している法人や個人事業主は、2年1月31日(金)までに申告してください(休・廃業されている場合も申告が必要です)。

所有者には12月中に申告書類を郵送しますが、届かないときや事業の開始により初めて申告される場合はご連絡ください。

※本市では、インターネットによる電子申告サービス「e L T A X(エルタックス)」がご利用いただけます。詳しくは、e L T A Xホームページ[<https://www.eltax.lta.go.jp/>]をご覧ください。か、e L T A Xヘルプデスク ☎03(5521)0019へお問い合わせください。

問い合わせ 課税課 (内線114、115)

今月は固定資産税・都市計画税の第4期分の納期です

納付には便利な口座振替のご利用を!

市税納付書に記載の金融機関・コンビニエンスストア・モバイルレジ(インターネットバンキングによる支払い)で納付期限までに納めてください。口座振替は、市税取扱金融機関での手続きの他、納税課や金剛連絡所で手続きをすることもできます(ペイジー口座振替受付サービス)。手続きに必要な持ち物や対応している金融機関など詳しくは、納税課(内線122)へお問い合わせください。

◆固定資産税 都市計画税	◆市・府民税	◆軽自動車税
第1期 5月	第1期 6月	全期 5月
第2期 7月	第2期 8月	※同一名義で登録されている全台数の振替になります。
第3期 9月	第3期 10月	
第4期 12月	第4期 1月	



介護保険

介護保険料の納め忘れはありませんか

介護保険料は、利用者への介護給付に欠かすことのできない大切な財源です。

介護保険制度は、社会全体で支え合う制度です。保険料を納めないしていると滞納期間に応じて保険給付が制限される場合があります。

介護が必要になったとき、安心してサービスを利用できるよう保険料は必ず納期限内に納めましょう。

なお、普通徴収対象者の保険料は市から送付する納付書により取扱金融機関、コンビニエンスストア、MMK設置店または市役所で納めていただき、特別徴収対象者の保険料は年金からの天引きにより納めていただきます。

■便利な口座振替をご利用ください

普通徴収対象者の保険料のお支払いは、納期限ごとに自動的に指定の預（貯）金口座から振替納付される口座振替が便利で安心です。

普通徴収対象者で口座振替を希望される人は、預（貯）金通帳と通帳の印鑑、納入通知書を持参し、次の取扱金融機関または高齢介護課で手続きをしてください。

また、〇印の金融機関については引き落としを希望する口座のキャッシュカードを高齢介護課または金剛連絡所に持参いただくだけで、暗証番号入力により口座振替の申し込みをいただけます（ペイジー口座振替受付サービス）。

■口座振替取扱金融機関

〇りそな銀行、〇三菱UFJ銀行、〇三井住友銀行、〇池田泉州銀行、〇関西みらい銀行、みずほ銀行、南都銀行、大正銀行（令和2年1月～は徳島大正銀行）、紀陽銀行、大阪シティ信用金庫、〇成協信用組合、大同信用組合、近畿労働金庫、大阪南農業協同組合、〇ゆうちょ銀行

問い合わせ 高齢介護課（内線175、176）



国民健康保険

国民健康保険料納付額のお知らせを送付します

令和元年（平成31年）中に国民健康保険料を納付された人に対して、「国民健康保険料納付額のお知らせ」を令和2年1月20日（月）ごろに送付します。

確定申告や年末調整の際に、社会保険料控除などの金額の確認にお使いください。

なお、国民健康保険料が全額年金から天引きされている人に対しては、お知らせを送付していません。年金機構から送付される「社会保険料控除証明書」と「源泉徴収票」でご確認ください。

問い合わせ 保険年金課（内線152、156）



国民年金

国民年金基金に加入しませんか

国民年金基金とは、国民年金に年金を上積みする公的な制度です。

20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者（自営業の人など）や、60歳以上65歳未満の人および海外に居住され国民年金に任意加入して保険料を納めている人が加入できます。



掛け金は、所得税や市・府民税の社会保険料控除の対象になります。

また、受け取る年金にも公的年金等控除が適用されるなど、税制面で優遇措置があります。

問い合わせ 全国国民年金基金大阪支部（☎0120(65)4192）

整骨院・接骨院での、はり・灸・あんま・マッサージの かかり方

整骨院・接骨院で柔道整復師による施術を受けられた場合や、はり・灸・あんま・マッサージを受けられた場合の健康保険の対象となる疾患や症状は次のとおりです。

■整骨院・接骨院で柔道整復師による施術を受けられた場合

骨折、脱臼、打撲、捻挫（肉離れを含む）

※骨折・脱臼については、緊急の場合を除きあらかじめ医師の同意が必要です。

※日常生活による単なる疲れ、肩凝りなどに対する施術は保険の対象にならず全額自己負担となります。

■はり・灸・あんま・マッサージなどを受けられた場合

《はり・灸》

神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症、その他慢性的な疼痛を主症とする疾患

《あんま・マッサージ》

筋まひ、関節拘縮などで医療上マッサージを必要とする症例

※保険の適用には、あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要です。

※単なる疲労回復・慰安を目的としたものや、疾病予防のためのマッサージなどは保険の対象とならず全額自己負担となります。

問い合わせ 国民健康保険に加入している人は保険年金課（内線155、188）、後期高齢者医療保険に加入している人は府後期高齢者医療広域連合給付課（☎06(4790)2031）

